



2020年11月20日

各位

会社名 株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 米田 光宏
(コード番号：6551 東証第一部)
問合せ先 取締役 経営企画本部長 片岡 伸一郎
(TEL. 03-3501-0279)

第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項付）及び
第5回新株予約権（行使価額修正条項及び下限行使価額修正選択権付）の
発行に関するお知らせ

当社は、2020年11月20日付の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第4回新株予約権及び第5回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2020年12月7日
(2) 発行新株予約権数	合計14,000個 第4回新株予約権 10,000個 第5回新株予約権 4,000個
(3) 発行価額	合計1,262,000円 第4回新株予約権：総額1,110,000円（第4回新株予約権1個につき111円） 第5回新株予約権：総額152,000円（第5回新株予約権1個につき38円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	合計1,400,000株 第4回新株予約権 1,000,000株（第4回新株予約権1個につき100株） 第5回新株予約権 400,000株（第5回新株予約権1個につき100株） 第4回新株予約権及び第5回新株予約権のいずれについても、上限行使価額はありませ ません。 下限行使価額は、それぞれ、第4回新株予約権が268円、第5回新株予約権が当初460 円です（但し、第5回新株予約権の下限行使価額は、下記「(6) 行使価額及び行使 価額の修正条項」に記載の通り修正される場合があります。）が、いずれの下限行使 価額においても、潜在株式数は、それぞれ、第4回新株予約権が1,000,000株、第5 回新株予約権が400,000株です。
(5) 調達資金の額	559,262,000円（差引手取概算額）（注）

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条項</p>	<p>当初行使価額</p> <p>第4回新株予約権 383円</p> <p>第5回新株予約権 460円</p> <p>(1) 第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使価額は、それぞれ、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する価額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>(2) 第4回新株予約権の下限行使価額は268円です。第5回新株予約権の下限行使価額は、当初460円です。但し、第5回新株予約権について、当社は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができます（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」といいます。）。第5回新株予約権について下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を第5回本新株予約権の新株予約権者に通知するものとし、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、下限行使価額は、(i)268円又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されます。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法</p>	<p>第三者割当の方法によります。</p>
<p>(8) 割当予定先</p>	<p>株式会社SBI証券</p>
<p>(9) 権利行使期間</p>	<p>2020年12月8日～2022年12月7日</p>
<p>(10) その他</p>	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本新株予約権割当契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権割当契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、下記「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由（本スキームの商品性）」及び「6. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回 ・割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求 ・単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいい、払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）の制限 ・割当予定先による本新株予約権の第三者への譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算し

た額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、当社及び連結子会社11社の計12社で構成され、アルバイト・パートを中心とした人材の募集から採用、定着支援までの一連の業務プロセスに関わるサービス提供を、主な事業としております。

主要な事業としては、RPO(リクルートメント・プロセス・アウトソーシング/採用業務代行)を主力とするHRマネジメント事業、求人メディア等の採用マッチングサービスの提供を中心とするメディア&テクノロジー事業、人材派遣及び人材紹介サービスを中心とするスタッフィング事業を展開しております。

HRマネジメント事業におけるRPOでは、アルバイト・パート採用領域を中心に、全国に多店舗展開する小売・サービス業等の大手企業を中心とした300社以上に、求人のプランニング、媒体出稿手配、応募の受付及び面接のブッキングといった一連の業務を代行するサービスを提供しております。メディア&テクノロジー事業における採用マッチングサービスでは、シニア・主婦層をメインターゲットとする折込チラシと求人サイトのハイブリットメディア『ユメックス』、短期単発アルバイト専門サイト『ショットワークス』、ビッグデータとネット広告配信技術を用いたダイレクトリクルーティングサービス『Find in』等特定分野に強みを持つサービスを提供しています。スタッフィング事業においては、主に、販売・サービス業を対象にサービスを行っておりますが、コンビニ分野においては、レギュラースタッフの人材派遣、スポットニーズ対応の日々の紹介、さらには派遣スタッフ育成のための研修店舗運営と、ワンストップでサービスを提供しております。

当社は、中長期の成長戦略として、日本の不可避な構造的課題である労働人口減少、それにとまなう労働需給ギャップ、とりわけ流通・サービス業における深刻な人材不足の解消をテーマにしております。そのために、人口減少下においても労働人口が増加している「シニア」「主婦」「外国人」といった“成長労働力”、また、就業時間の細分化、週5日8時間勤務という「パネル型」の働き方から、週2～3日の数時間、明日のこの時間だけといった「モザイク型」の働き方を推進するための“すきま時間マッチング”、さらには、離職させないことで労働力の供給不足に歯止めをかけるという“離職防止・定着支援”という3つの分野の推進を、テクノロジーにより実現することにテーマをしております。

2020年9月期の連結業績は、売上高は、M&Aによる業績寄与の影響もあり過去最高となりましたが、損益面では、新型コロナウイルス感染症の拡大影響を受け、顧客企業の採用活動の休止や縮小により、採用メディア及びRPO(採用業務代行)サービスの利用が抑えられ、損失を計上することとなりました。それらの結果、売上高12,098百万円(前期比14.0%増)、営業損失610百万円(前連結会計年度は220百万円の利益)となりました。また、当連結会計年度末の借入契約のうち462百万円について、借入金融機関の財務制限条項に抵触しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。但し、借入金については期限の利益の喪失の猶予について取引先金融機関の承諾を得ております。このような財務状況を解消するためにも、資本増強の必要性を感じております。

新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大により、当社事業は多大な影響を受けました。短期的には顧客の人材採用の抑制により、営業収益が減少したことがネガティブな影響となりましたが、一方で、より長期的には多くの企業にお

いて人材不足という構造的課題への対応は避けられないことに加え、新たな課題も浮き彫りになり、成長投資という意味では、大きな機会であると考えております。感染拡大を抑制するために、当社を含め世界中が様々な事柄での変容を迫られました。各サービスの在り方、提供形態、あらゆる社内業務等が、オフラインからオンラインへ、いわゆるデジタル化に適応する必要性に迫られました。その過程において、浮き彫りになったのが、生産性の低さになります。当社のみならず、日本国内ありとあらゆる領域において、生産性の低さが認識されました。今後、日本の生産性の向上が大きな課題となる中、当社成長戦略においても、特に、流通・サービス業における生産性向上を新たな柱として加えることといたしました。人口減少下において、“成長労働力” “すきま時間マッチング” “離職防止・定着支援” が、働き手の創出、いわゆる供給側の戦略とすれば、サービス業の“生産性向上”による必要人員の最適化を、需要側の戦略として推進していきたいと考えております。労働需給の適正化を図り、そのマッチングを支援する、そして、人材市場におけるインフラ企業、“なくてはならない”存在になることを目指したいと考えております。

このような新戦略を推進していくにあたり、生産性向上のための業務のムリムダムラを抽出するためのシステム、業務自体の RPA などを用いた効率化やオートメーション化、テレワークなどの新たな労働環境下においても生産性を低下させないためのコミュニケーションの高度化等が必要になります。すなわち、いずれの局面においても欠かせないのが DX (デジタル・トランスフォーメーション) であり、そのために、以下の3つの事業に、経営資源を投下していく方針です。

- 1) サービス業の最適な必要人員を可視化するための、新たなシステム『現場 DX (仮称)』の開発を実施いたします。現場の採用人数算出の根拠を、従来の1日何人必要という概念「人日」から、この曜日のこの時間は何人必要という概念「人時」に転換、その時間での必要な人数を割り出し、必要人員の調達まで行えるようにいたします。すでに調達部分では、“すきま時間マッチング”の採用メディアとして『ショットワークス』を提供しておりますが、同メディアのみならず、他社メディア含むあらゆる調達手段と『現場 DX』を連携させ、ワンストップのサービスを提供したいと考えております。同システムの導入ならびにコンサルテーションを通じて、サービス業の現場の生産性向上を図りたいと考えております。
- 2) 離職防止・定着支援アプリ『テガラみる』をより進化させます。『テガラみる』は、お天気で表示されたメンバーの心のコンディションに対し、マネージャーがスタンプを用いてフォローすることで、職場のコミュニケーション活性化を促進し、顧客企業が採用したアルバイト・パート、社員の定着率を向上するサービスです。With コロナにおいて、各社がテレワークを余儀なくされ、社内コミュニケーションもオンラインで行うことが多くなりました。そのような中、『テガラみる』が、非接触/非対面のマネジメントツールとして活用できると再評価され、引き合いが増加し売上高が前期比 30%増加となっております。今後、テレワークが常態化することにより、同ニーズはさらに増加すると予想しております。そのために、マネジメントのための機能を追加開発し、マーケティングを積極的に行うことが必要であると考えております。また、今後のトラフィック増に見合ったインフラの強化も図ります。
- 3) HR マネジメント事業の主力サービスのひとつである RPO の DX を推進します。顧客の生産性向上のために、ひいては当社の利益体質の改善のために、採用手段と採用プロセスの DX を行います。採用手段においては、近年の応募者の利用手段の多様化に対応します。年間 26 万本を超える求人広告の出稿を代行し、年間 90 万名を超える応募者に対応している当社は、保有するビッグデータを『TSUNAGram (ツナグラム)』(注) という社内システムに蓄積しています。この『TSUNAGram』と、ネット広告配信技術を駆使して自社ホームページに誘導するダイレクトリクルーティングを行うサービス『Find in』を融合することにより、顧客の採用手段をより適正化できるシステムが開発できると考えております。また、採用プロセスについては、大手企業各社のそれぞれ固有の業務フローを、そのまま代行して

いた関係で、自ずと労働集約的にならざるを得ない状況でしたが、各社の共通業務を抽出し、DX 技術を活用することにより、飛躍的な生産性向上が可能であると考えております。採用手段及び採用プロセス双方における DX 推進により、サービス価値を高める一方で、収益率を向上させて、当社の RPO における優位性をより強固にしていきたいと考えております。

このように、更なる成長機会を迅速かつ機動的に捕捉し、事業環境の変化に柔軟に対応をしながら、より一層の成長を遂げるためには、DX 推進のための設備投資やマーケティング活動及び最適な人材の確保を推進するとともに、他社のリソースを活用するための資本業務提携及び M&A 戦略を積極的に推進していくことも必要になります。

そのため、当社としては、今後の更なる事業成長を企図したシステム投資や M&A を含む資本業務提携、マーケティング活動及び人材の採用を実施することによる手元流動性の低下や借入の増加、ひいては財務戦略の柔軟性低下といった事業リスクの増大に備えるために、自己資本の拡充を進め、財務基盤を強化することが必要であると判断し、資金調達を行うことといたしました。

資金調達を行うに際して、下記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり多様な資金調達方法の比較検討を行い、その一つとしてエクイティ性資金の調達について検討を進めてまいりました。行使価額修正条項付きの新株予約権である本新株予約権を発行し、かつ、当社の判断により、割当予定先である株式会社 SBI 証券（以下「割当予定先」といいます。）が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができる行使停止指定条項を活用すること等により、急激な希薄化を抑制し既存株主の利益に配慮しつつ株価動向等を見極めた資金調達を行うことが可能であり、当社の資金需要にも即した資金調達方法と考え、本新株予約権により資金調達を実施することとしました。

また、本スキームにおいては、第 4 回新株予約権と第 5 回新株予約権の 2 種類の新株予約権を同時に同一の割当先に対して発行することとしております。これら 2 種類の新株予約権は、当初行使価額及び下限行使価額の金額並びに第 5 回新株予約権の下限行使価額が修正される可能性がある点で異なります（なお、それ以外は、基本的に同一の内容となっております。）。下限行使価額は、第 4 回新株予約権については発行決議日前取引日の終値の 70%、第 5 回新株予約権については発行決議日前取引日の終値の 120%に相当する金額に、段階的に異なる金額に設定しております。これにより当社の今後の株価水準に応じた資金調達の柔軟性を高めることを企図しております。さらに、第 5 回新株予約権については、当社取締役会の決議により、下限行使価額を、当該決議日の翌日以降、(i) 268 円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 70%）又は (ii) 当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正することを選択できるものとしております。これにより当社の資金需要と今後の株価水準に応じた資金調達の効率性及び柔軟性を高めることを企図しております。

今回調達する資金に関しましては、成長戦略実現のためのシステム開発投資資金、事業拡大に資するマーケティング費用や人材採用関連費用、さらに将来の資本業務提携や M&A に関する費用に充当する予定であり、具体的には、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。当社は、今般の資金調達の達成が、将来的な企業価値の向上に繋がることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

注 『TSUNAGram (ツナグラム)』とは、当社が取り扱った過去の採用メディア、応募者データすべてをデータベース化し、「地域」×「ターゲット」×「予算」の掛け合わせで最も効果的な求人メディアを抽出できる事を可能にしたシステム（登録商標取得済み）です。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

本スキームにおいて発行される本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合には、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。また、第4回新株予約権については、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。一方で、第5回新株予約権については、下限行使価額が発行決議日の時価よりも高い水準に設定されているため、下限行使価額修正選択権が行使されない限り、発行決議日の時価以下で当社普通株式が発行されることはないため、既存株主の持分の希薄化に配慮した設計となっております。また、本新株予約権については、下記「(本スキームの商品性) イ 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回」に記載のとおり、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社が割当予定先に対して本新株予約権を行使することができない期間を指定することができるため、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること、本新株予約権行使時の行使価額は行使請求がなされた日の直前取引日における終値の92%に相当する金額に修正される設計となっていること、下限行使価額が、第4回新株予約権については、発行決議日前取引日の終値の70%に相当する金額に設定されていること、第5回新株予約権については、発行決議日前取引日の終値の120%に相当する金額に設定されており、2020年12月8日以降、下限行使価額修正決議により修正される可能性があるものの、その場合にも修正後の下限行使価額は268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）を下回る金額とならないよう設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に一定程度配慮した設計となっております。

また、本スキームにおいては、第4回新株予約権と第5回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に同一の割当先に対して発行することとしております。これら2種類の新株予約権は、当初行使価額及び下限行使価額の金額並びに第5回新株予約権の下限行使価額が修正される可能性がある点で異なります（それ以外については、基本的に同一の内容となっております）。下限行使価額は、第4回新株予約権については発行決議日前取引日の終値の70%、第5回新株予約権については発行決議日前取引日の終値の120%に相当する金額に、段階的に異なる金額に設定しております。これにより、第4回新株予約権については行使時点における当社の株価水準を基準とし、他方、第5回新株予約権については、今後当社が中長期的に目指す株価水準を基準とした行使価額により、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。加えて、第5回新株予約権については、当社取締役会の決議により、下限行使価額を、当該決議日の翌日以降、(i)268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正することを選択できるものとしており、これにより当社の今後の株価水準に応じた資金調達の柔軟性を高めることを企図しております。

これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

ア 本スキームの特徴

<行使価額の修正条項>

第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使価額は、それぞれ、当初 383 円及び当初 460 円ですが、各修正日以降、当該修正日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。なお、当該価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面においては、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できる一方、株価が下落した局面であっても、本新株予約権は（第5回新株予約権については、行使価額修正選択権を行使することにより、）当社の株価が下限行使価額を上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できるからです。

<下限行使価額の水準>

第4回新株予約権の下限行使価額は268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）、第5回新株予約権の下限行使価額は当初460円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%）（但し、下記「<下限行使価額の修正選択権>」に記載のとおり、当社は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、かかる下限行使価額の修正をすることができます。）であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。すなわち、第4回新株予約権の下限行使価額を定めることで、既存株主に配慮し、発行決議日前取引日の株価水準を大きく下回る水準での資金調達は控えつつも、行使価額修正条項により可能な限り早期の資金調達を促進することを企図する一方で、第5回新株予約権の下限行使価額は、発行決議日前取引日の株価水準を上回る金額に設定することにより、今後、当社の株価が上昇し、下限行使価額以上となった場合に行使がなされることとなるため、今後当社が中長期的に目指す株価水準を基準とした行使価額により、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。

なお、下記「<下限行使価額の修正選択権>」に記載のとおり、第5回新株予約権については、当社は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額を修正することが可能となっております。

<下限行使価額の修正選択権>

第5回新株予約権については、当社は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額を、当該決議日の翌日以降、(i)268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正することができるものとされています。かかる下限行使価額の修正条項を付すことにより、株価上昇局面において、当初下限価額が当社の株価水準に見合わないものとなった場合には、その時点で下限行使価額を修正することによって、その後に一時的に株価が下落した場合などにおいても行使価額を適切な水準以上に保つことが可能となります。

また、第5回新株予約権の下限行使価額は、当初、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値よりも高い金額に設定されているため、当社の株価が当該水準に至らず、第5回新株予約権の下限行使価

額を下回る状況においては、第5回新株予約権の行使が進まないこととなる可能性があります。そのような状況においても、当社として資金調達を行うことが必要であると判断する場合には、当社取締役会の決議により下限行使価額を当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（但し、268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）を下回ることはありません。）に修正することにより、早期の資金調達ニーズを満たすため、本新株予約権の行使を促進することを選択する（但し、この場合、第5回新株予約権の行使により調達される金額は、下限行使価額の修正前と比べて、減少することになります。）ことが可能となっており、これにより当社の今後の株価水準に応じた資金調達の柔軟性を高めることを企図しております。

イ 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回

当社は割当予定先との間で、本書による届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権割当契約を締結する予定です。当社は、本新株予約権割当契約に基づき、その裁量により、本新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使停止期間の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

ウ 本新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）（当日を含む。）前までに、当社に通知を行うことにより、本新株予約権1個当たりの払込金額にて本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、法令に違反しない限り、当該請求の日から15取引日目の日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）において、その時点で残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

エ 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の各払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。また、当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」といいます。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行

為の効力発生日前に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その全部を取得するものとします。また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

オ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権割当契約に基づいて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、第4回新株予約権又は第5回新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して第4回新株予約権又は第5回新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して第4回新株予約権又は第5回新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

※上記イ、ウ及びオについては、本新株予約権割当契約中で定められる予定です。

（本スキームのメリット）

ア 過度な希薄化の抑制が可能なこと

第4回新株予約権の目的である当社普通株式数は1,000,000株で、第5回新株予約権の目的である当社普通株式数は400,000株で、それぞれ固定されており、最大交付株式数が限定されております（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、第4回新株予約権の下限行使価額を268円、第5回新株予約権の下限行使価額を当初460円（それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%及び120%の水準）（但し、第4回新株予約権の下限行使価額及び第5回新株予約権の下限行使価額については、それぞれ第4回新株予約権の発行要項第11項の規定及び第5回新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されるものとします。なお、第5回新株予約権の下限行使価額は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。）に設定することにより、経済的な意味における希薄化についても一定限度を超えて発生しない設計となっております。

なお、第5回新株予約権については、当社の判断により、下限行使価額を修正することが可能となっているものの、修正後においても、下限行使価額は268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）を下回ることはありません。

イ 株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正も予定されていること、また、下記「6. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。また、当社が停止指定を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

ウ 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

第4回新株予約権及び第5回新株予約権のいずれについても上限行使価額が設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、停止指定を行うか、又は取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制することも可能な設計となっております。なお、第5回新株予約権の下限行使価額は発行決議日の時価よりも高い水準に設定されているため、下限行使価額修正選択権が行使されない限り、発行決議日の時価以下で当社普通株式が発行されることはないため、希薄化には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

エ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部又は一部を、いつでも本新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。また、第5回新株予約権については、下限行使価額修正選択権付としており、当初下限行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、下限行使価額修正選択権を行使することにより、新株予約権の行使を促進することが可能となり、当社の株価水準に応じた資金調達や機動的な資金需要への対応が可能な設計となっております。

オ その他

割当予定先は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有しておりません。また、割当予定先は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

（本スキームのデメリット）

ア 第4回新株予約権の下限行使価額は268円、第5回新株予約権の下限行使価額は当初460円（それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%及び120%）（但し、第4回新株予約権の下限行使価額及び第5回新株予約権の下限行使価額については、それぞれ第4回新株予約権の発行要項第11項の規定及び第5回新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されるものとします。また、第5回新株予約権の下限行使価額は、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)268円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%）又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の

終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。)に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達ができない可能性があります。

- イ 本新株予約権の行使価額は下方にも修正されるため、発行後の株価水準によっては、本新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。なお、第4回新株予約権については、下限行使価額は268円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%)から修正されないため、第4回新株予約権の行使による調達額が当初の下限行使価額を下回ることはありませんが(但し、株式分割等に伴い下限行使価額が調整されることはあります。)、第5回新株予約権については、下限行使価額は当初460円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%)であるものの、2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)268円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%)又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあり、かかる修正がなされた場合、第5回新株予約権の行使による調達額は当初の下限行使価額を下回る可能性があります。
- ウ 一度に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ア 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- イ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」といいます。)は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB(いわゆる「MSCB」)では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ウ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- エ 社債及び借入による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。特に、現在当社は借入による資金調達を行っており、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入による資金調達を行うことは、財務健全性に想定以上の悪影響を与えることになります。
- オ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、当社にとって適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オフリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	568,262,000円
本新株予約権の払込金額の総額	1,262,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	567,000,000円
② 発行諸費用の概算額	9,000,000円
③ 差引手取概算額	559,262,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（第4回新株予約権及び第5回新株予約権の合計1,262,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第4回新株予約権及び第5回新株予約権の合計567,000,000円）を合算した金額であります。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計559百万円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① システム開発投資 ※ 現場DX（仮称）、テガラみる、RPO DX開発	320,000	2021年1月～ 2023年9月
② マーケティング費用	80,000	2021年4月～ 2023年9月
③ 人材調達採用（採用及び育成）	40,000	2021年1月～ 2021年9月
④ 資本業務提携及びM&Aに関する費用	119,262	2021年4月～ 2023年9月
合計	559,262	—

(注) 1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

2. 本新株予約権の行使状況によって調達資金の額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に想定どおりの資金調達ができなかった場合には、他の方法による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、支払時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充

当でなくなる可能性があります。そのような場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入や手元現預金の活用等を検討する可能性があります。

3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、資本業務提携及びM&Aに関する費用に充当する予定です。

① システム開発投資

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大により露呈された日本の生産性向上課題解決を当社の成長投資の機会ととらえ、DX関連の3つのサービス開発のためのシステム開発投資を行います。

A) 日本の流通・サービス業における生産性向上のためのシステム『現場DX (仮称)』の新規開発

店舗や倉庫等、現場作業の中での、ムリムダのあぶり出し、効率的な業務設計、時間ごとの最適な必要人数等を可視化するためのシステムを新規開発します。また、当システムは、採用メディアや給与支払等の他システムとの連携も容易にできるプラットフォームとなるシステムを志向しています。

B) 離職防止・定着支援アプリ『テガラみる』の機能拡充

テレワークが拡大していることにより、当サービスを、非接触/非対面マネジメントツールとして活用するケースが広がっていることから、当該用途として活用できる機能を拡充します。具体的には、コミュニケーション機能の拡充、育成や評価といった機能の追加等を行います。また、トラフィック増加に対応したシステムの安定化のためのインフラにも投資いたします。

C) 主力サービスRPOのDX推進に向けた機能拡充

RPOサービスの業務内容は、採用媒体選択、発注代行、原稿制作、応募受付、面接設定といった採用に関わる一連のプロセスを代行するものです。そのうち、採用媒体選択については、社内リソースの融合にAI等新たな技術を加えて機能拡充を実施し、より効率的な採用手段を差配するシステムを構築します。また発注代行以降のプロセスにおいては、RPAを含むデジタル化をさらに進めることにより飛躍的に生産性を向上させます。

上記システム開発のために、社内外の開発リソースの投下や必要な機器や設備を調達するための資金として、計320百万円を充当する予定です。

② マーケティング費用

新規サービスについては、テストマーケティング、顧客の認知向上のためのプロモーション、キャンペーン販促等、リリースに際してテレビ広告、ネット広告、紙媒体による広告および既存見込客への営業アプローチ等一定規模のマーケティング費用が必要となります。また、オンライン開催を含むセミナーや展示会等での販促、MA (マーケティング・オートメーション) ツール等を用いたWEBでの顧客開拓を継続して行うことにより、より販促効果が高まるものと考えます。上記①システム開発投資に記載の3サービスの拡販のためのマーケティング費用として、80百万円を充当します。

③ 人材調達費用 (採用及び育成)

新規サービスの開発のための企画、開発エンジニア等の人材を要するほか、拡販のための営業人材も増加させる必要があります。また、質的な面では、例えば、顧客の生産性向上を行う『現場DX (仮称)』については、顧客企業が同サービスを導入し、また、活用する場面において、適切なサポートを行うためにコンサルティングスキルを有する人材が一定数必要となります。顧客サポートやコンサルティングの充実により『現場DX (仮称)』の拡販を実現するため

には、上記の人材を質量ともに充実させることが必須であると考えています。

具体的には、経験者を中心とした新規採用に加えて、既存社員の能力開発により、必要人材を充足したいと考えており、採用のための募集費用及び研修費用等として、40百万円を充当する予定です。

④ 資本業務提携及びM&Aに関する費用

DXを推進するためには、既存のリソースのみならず、社外のリソースも有効活用したいと考えております。RPAやAIといった要素技術を有している企業、生産性向上を目的とした何らかのソリューションを有している企業、HR-TECH（人材領域におけるテクノロジー）において何らかのプロダクトを有している企業、サービス開発において協業できるパートナー、あるいは、当社サービスを販売するにあたって、そのターゲット企業へのチャンネルを既に有している企業等、シナジー効果を発揮できるパートナーは、数多くあると考えております。

既に業務提携等を行っているパートナーも含めて、それらの候補企業との関係性を強固なものとし、双方の成長を加速するために、資本業務提携の締結やM&A等を進めていきたいと考えております。なお、当社は、資本業務提携及びM&Aの案件について様々な検討を行っているものの、現時点で実施に向けた具体的な検討を行っている案件はありませんが、今後案件が具体化した場合に機動的に対応できるよう、本新株予約権の発行により予め資本業務提携及びM&Aに関する費用のための資金を確保する必要があると考えております。

これら、資本業務提携及びM&A等に関する費用として、119百万円を充当します。

なお、支出予定期間に資本業務提携及びM&Aが実行されなかった場合においては、過去にM&A投資の資金確保のために実施した借入金の返済に充当する可能性があります。資金使途の変更を行う場合には、その都度、速やかに開示を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、本資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、当社の資金調達需要、株式の流動性に起因する権利行使株式数に関する制約、割当予定先によ

る株式処分コスト、当社及び割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（当社の資金調達需要は行使可能期間中に一様に分散的に発生すること、当社に資金調達需要が発生している場合には、当社は割当先の権利行使の促進及び調達資金の最大化を目的として行動する（具体的には、当社は、行使停止を実施せず、また、第5回新株予約権について下限行使価額の修正により権利行使の促進が見込まれる場合に、下限行使価額の修正を実施する）こと等を含みます。）を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（第4回新株予約権については111円。第5回新株予約権については38円。）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額としました。また、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、第4回新株予約権及び第5回新株予約権のいずれにつきましても8%としました。

また、本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役全員から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は1,400,000株（議決権数14,000個）であり、2020年9月30日現在の当社発行済株式総数7,391,520株及び議決権数73,050個を分母とする希薄化率は18.94%（議決権ベースの希薄化率は19.16%）に相当します。

しかしながら、①当社は停止指定を随時、何度でも行うことができるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の1,400,000株を行使期間である2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約2,917株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高99,826株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、2020年11月20日現在におけるものであります。

(1) 名称	株式会社SBI証券		
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村 正人		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金	48,323百万円 (2020年9月30日現在)		
(6) 設立年月日	1944年3月30日		
(7) 発行済株式数	3,469,559株 (2020年9月30日現在)		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	869名 (2020年3月31日時点)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	SBI ファイナンシャルサービシーズ株式会社 100% ※上記はSBI ホールディングス株式会社の100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2018年3月期 (連結)	2019年3月期 (連結)	2020年3月期 (連結)
連結純資産	214,568	191,200	216,516
連結総資産	3,031,600	3,241,293	3,357,613
1株当たり連結純資産(円)	61,308.64	54,403.71	62,204.62
連結営業収益	116,716	122,537	124,466
連結営業利益	53,570	55,349	42,126
連結当期純利益	36,812	37,865	27,976
1株当たり連結当期純利益(円)	10,610.26	10,913.73	8,063.44
1株当たり配当金(円)	4,323.32	17,869.71	-

※ 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。また、割当予定先は金融商品取引業者として登録済み(登録番号:関東財務局長(金商)第44号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)に所属し、その規

則の適用を受けております。また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2020年6月26日）において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行う等、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先である株式会社SBI証券を含む複数の証券会社及び金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、上記「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり検討いたしました。その結果として、当社は、割当予定先より提案を受けた第4回新株予約権及び第5回新株予約権という内容の異なる2種類の新株予約権を同時に発行する本スキームが、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の動向に応じた効率性・柔軟性の高い資金調達が可能となる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、割当予定先が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、①国内オンライン証券会社最大手であり、厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、②同社が新株予約権ファイナンスを含む豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

また、本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権割当契約の締結日からその180日後の日までの

期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を発行する場合、当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、本新株予約権割当契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合、並びに株式分割又は株式無償割当に伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先が2020年11月12日付で関東財務局長宛に提出した第79期第2四半期報告書における連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2020年9月30日現在）	
米田 光宏	18.97%
株式会社米田事務所	11.72%
ツナググループ・ホールディングス従業員持株会	9.34%
渡邊 英助	4.92%
株式会社リクルート	2.55%
大久保 雅宏	2.32%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2.32%
御子柴 淳也	2.14%
矢野 孝治	2.14%

（注）本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円。特記しているものを除く。）

	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
売上高	8,668,721	10,617,050	12,098,965
営業利益又は営業損失	231,857	220,011	△610,462
経常利益又は経常損失	248,493	210,237	△550,081
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失	98,392	23,810	△571,660
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（円）	13.47	3.25	△78.58
1株当たり配当金（円）	2	2	0
1株当たり純資産（円）	181.93	180.81	97.60

（注）2020年9月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領していません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020年11月20日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	7,429,950株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	197,100株	2.65%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
始 値	1,657円	1,025円	576円
高 値	1,878円	1,055円	865円
安 値	1,009円	486円	281円
終 値	1,020円	571円	480円

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	477 円	432 円	390 円	435 円	477 円	396 円
高 値	506 円	437 円	511 円	517 円	485 円	438 円
安 値	416 円	386 円	383 円	426 円	391 円	375 円
終 値	432 円	390 円	440 円	480 円	392 円	383 円

(注) 11月の株価については、2020年11月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2020年11月19日
始 値	389 円
高 値	398 円
安 値	378 円
終 値	383 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

株式会社ツナググループ・ホールディングス

第4回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ツナググループ・ホールディングス第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2020年12月7日

3. 割当日

2020年12月7日

4. 払込期日

2020年12月7日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を株式会社SBI証券に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

10,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金111円（本新株予約権の目的である株式1株当たり1.11円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初383円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が268円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \times \text{調整前行使価額}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約

権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

(調整前行使価額－調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく

行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2020年12月8日から2022年12月7日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2022年12月7日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金111円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、383円とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

20. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新橋支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

株式会社ツナググループ・ホールディングス

第5回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ツナググループ・ホールディングス第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2020年12月7日

3. 割当日

2020年12月7日

4. 払込期日

2020年12月7日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を株式会社SBI証券に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式400,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

4,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金38円（本新株予約権の目的である株式1株当たり0.38円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初460円とする。但し、行使価額は第10項(1)又は第11項に従い、修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

- (1) 第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が本項第(2)号に定める下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 「下限行使価額」は、当初460円とする。但し、当社は2020年12月8日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができる(以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。)。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、下限行使価額は、(i)268円又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。但し、下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで

に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

(調整前行使価額－調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協

議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2020年12月8日から2022年12月7日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2022年12月7日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生前日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 38 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、460 円とした。

19. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

20. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新橋支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上